

# 2017 Finnish-Swedish Ice Class Rules（船体関連）に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 I 編  
鋼船規則検査要領 I 編

## 改正事項

2017 Finnish-Swedish Ice Class Rules（船体関連）に関する事項

## 改正理由

本会は、北バルト海のような冬季に結氷する水域での航行に耐える船舶（耐氷船）として、Finnish-Swedish Ice Class Rules（FSICR）に規定される耐氷船階級を取得する船舶に対する要件を、鋼船規則 I 編 8 章に規定している。

この FSICR は、Finnish Transport Safety Agency により定期的に見直されており、旋回式推進装置の設計に対する規定等を改正した 2017 FSICR が 2017 年 11 月に公表された。また、同規則の適用に関する指針（Guidelines for the application of the Finnish-Swedish Ice Class Rules）についても併せて改正された。

このため、2017FSICR 及び上記指針を参考に、関連規定を改めた。

## 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 耐氷船関連のパラメータを記載する図面を改めた。
- (2) 船首部最小喫水の算式に用いる排水量を明確化した。
- (3) 船首域の下方の外板の補強を、船首域と同様とするよう改めた。
- (4) 肋骨の倒れ止めの適用範囲及び間隔に関する規定を改めた。
- (5) 特設肋骨の直接強度計算に関する要領を加えた。

## 改正条項

鋼船規則 I 編 1.1.2, 1.2.1, 8.1.2, 8.3.1, 8.3.2, 表 I8.7, 8.3.3, 表 I8.8, 8.3.4, 8.3.6, 8.3.9, 附属書 1 3.4.1  
鋼船規則検査要領 I 編 I8.1.1, I8.3.6